

# 国立大学法人東京外国語大学情報公開・個人情報保護委員会規程

〔平成13年 4月 1日〕  
制 定

改正 平成14年 9月 25日 平成16年 3月 24日 規則第34号  
平成17年 4月 1日 規則第 9号 平成17年 7月 1日 規則第46号  
平成18年 4月 1日 規則第29号 平成21年 3月 31日 規則第24号  
平成24年 3月 27日 規則第29号 平成27年 3月 24日 規則第11号  
平成31年 3月 19日 規則第21号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開・個人情報保護に係る規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 情報公開・個人情報保護の実施体制に関すること。
- (3) 法人文書・保有個人情報の開示に係る審査基準に関すること。
- (4) 保有個人情報の訂正・利用停止に係る審査基準に関すること。
- (5) 法人文書・保有個人情報の開示に関すること。
- (6) 保有個人情報の訂正・利用停止に関すること。
- (7) 法人文書開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- (8) 情報公開・個人情報保護に係る異議申立てに関すること。
- (9) 情報公開・個人情報保護に係る訴訟に関すること。
- (10) 法人文書・保有個人情報の管理に関すること。
- (11) その他情報公開・個人情報保護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者 1名
- (2) 大学院総合国際学研究院長
- (3) 大学院国際日本学研究院長
- (4) 言語文化学部長
- (5) 国際社会学部長
- (6) 国際日本学部長
- (7) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (8) 事務局長
- (9) その他学長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第4条 前条第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に定める者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員の中からあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって、議事を開くことができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係各課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学情報公開・個人情報保護委員会規程第8条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。